

第 11 章 環 境 影 響 評 価

1 環境影響評価とは

環境影響評価（環境アセスメント）制度とは、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業を実施しようとする者が、事業の実施前に、住民、市町村、県等が参加する一連の手続を通じて、その事業が環境に及ぼす影響について調査、予測及び評価を行い、必要な環境保全措置を検討することにより、その事業を環境保全上より望ましいものとしていく仕組みです。

我が国の環境影響評価制度は、昭和 59 年に閣議決定された環境影響評価実施要綱などにより運用されてきましたが、平成 9 年 6 月に「環境影響評価法」が制定され、平成 11 年 6 月から全面施行されました。

福島県では、平成 3 年 7 月に環境影響評価要綱を施行し、ゴルフ場等を対象に運用してきましたが、環境影響評価法の制定等を踏まえ、評価の対象となる事業の範囲を拡大するなど制度の大幅な充実を図り、平成 10 年 12 月に「福島県環境影響評価条例」を制定しました。

環境影響評価法及び福島県環境影響評価条例の対象事業は、表 11-1(1)、(2)のとおりです。

2 いわき市における環境影響評価

平成 23 年度末現在、環境影響評価法又は福島県環境影響評価条例に基づき手続を実施している事業のうち、本市に係る事業の件数は 2 件で、その内容については表 11-2 のとおりです。

表11-2 環境影響評価法及び福島県環境影響評価条例に基づく環境影響評価実施事業

(平成24年3月末現在)

No.	区分	事業名／事業者	事業の種類	事業規模	方法書 公告日	手続の 進行状況
1	条例	(仮称)CEF福島黒佛木ウインドファーム事業 ／クリーンエナジーファクトリー(株)	風力発電所 設置事業	発電所出力 65,000kW	H21.2.17	方法書手続終了
2	条例	平太郎処分場増設計画 ／ひめゆり総業(株)	産業廃棄物最終 処分場の 規模変更事業 (管理型)	平太郎二期処分場拡張 :埋立容量157,600m ³ 平太郎三期処分場増設 :埋立容量690,425m ³	H22.11.1	方法書手続終了

(備考) No.1の事業の実施区域は川内村であるが、当該区域が本市と隣接しているため、環境影響評価の対象区域に本市も含まれる。

表11-1(1) 環境影響評価法の対象事業

事業の種類		第一種事業 (必ず環境アセスメントを行う事業)	第二種事業 (環境アセスメントが必要かどうかを個別に判断する事業)
1 道路	高速自動車国道	すべて	
	首都高速道路など	4車線以上のもの	
	一般国道	4車線以上かつ10km以上	4車線以上かつ長さ7.5km以上10km未満
	林道	幅員6.5m以上かつ20km以上	幅員6.5m以上かつ長さ15km以上20km未満
2 河川	ダム	貯水面積100ha以上	貯水面積75ha以上100ha未満
	堰	湛水面積100ha以上	湛水面積75ha以上100ha未満
	湖沼水位調節施設	湖沼開発面積100ha以上	湖沼開発面積75ha以上100ha未満
	放水路	土地改変面積100ha以上	土地改変面積75ha以上100ha未満
3 鉄道	新幹線鉄道	すべて	
	普通鉄道	長さ10km以上	長さ7.5km以上10km未満
	軌道	長さ10km以上	長さ7.5km以上10km未満
4 飛行場		滑走路長2,500m以上	滑走路長1,875m以上2,500m未満
5 発電所	水力発電所	出力3万kw以上	出力2万2,500kw以上3万kw未満
	火力発電所(地熱以外)	出力15万kw以上	出力11万2,500kw以上15万kw未満
	火力発電所(地熱)	出力1万kw以上	出力7,500kw以上1万kw未満
	原子力発電所	すべて	
	風力発電所	出力1万kW以上	出力7,500kW以上1万kW未満
6 廃棄物最終処分場		面積30ha以上	面積25ha以上30ha未満
7 埋立て・干拓		面積50ha超	面積40ha以上50ha以下
8 土地区画整理事業		面積100ha以上	面積75ha以上100ha未満
9 新住宅市街地開発事業		面積100ha以上	面積75ha以上100ha未満
10 工業団地造成事業		面積100ha以上	面積75ha以上100ha未満
		首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律及び近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律に基づく工業団地造成事業に限る。	
11 新都市基盤整備事業		面積100ha以上	面積75ha以上100ha未満
12 流通業務団地造成事業		面積100ha以上	面積75ha以上100ha未満
13 宅地の造成の事業		面積100ha以上	面積75ha以上100ha未満
		(独)都市再生機構及び(独)中小企業基盤整備機構が実施するものに限る。	
○港湾計画		埋立・堀込み面積の合計300ha以上	

(備考)

1. 「宅地」には、住宅地以外にも工場用地なども含まれる。
2. 港湾計画については、港湾環境アセスメントの対象になる。
3. 平成24年10月1日から対象事業に風力発電所が追加。

表11-1(2)福島県環境影響評価条例の対象事業

事業の種類		第1区分事業 (必ず環境アセスメントを行う事業)	第2区分事業 (環境アセスメントが必要かどうかを個別に判断する事業)
1 道路	一般国道、県道、市長村道	4車線以上かつ長さ7.5km以上	4車線以上かつ長さ5.0km以上7.5km未満
	林道	幅員6.5m以上かつ長さ15km以上	幅員6.5m以上かつ長さ10km以上15km未満
2 河川	ダム	貯水面積75ha以上	貯水面積50ha以上75ha未満
	堰	湛水面積75ha以上	湛水面積50ha以上75ha未満
	湖沼水位調節施設	湖沼開発面積75ha以上	湖沼開発面積50ha以上75ha未満
	放水路	土地改変面積75ha以上	土地改変面積50ha以上75ha未満
3 鉄道・軌道	普通鉄道	長さ7.5km以上	長さ5.0km以上7.5km未満
	軌道	長さ7.5km以上	長さ5.0km以上7.5km未満
4 飛行場		滑走路長1,875m以上	滑走路長1,250m以上 1,875m 未満
5 発電所	水力発電所	出力2万2,500kw以上	出力1万5,000kw以上 2万2,500kw 未満
	火力発電所 (地熱以外)	出力11万2,500kw以上	出力7万5,000kw以上 11万2,500kw未満
	火力発電所(地熱)	出力7,500kw以上	出力5,000kw以上7,500kw未満
	風力発電所	出力7,000kw以上	
6 廃棄物 処理施設	最終処分場	埋立地面積5ha以上又は埋立容量25万m ³ 以上	
	焼却施設	焼却能力4t/時以上	
7 公有水面の埋立て・干拓		面積40ha以上	面積30ha以上40ha未満
8 土地区画整理事業		面積75ha以上	面積50ha以上75ha未満
9 新住宅市街地開発事業		面積75ha以上	面積50ha以上75ha未満
10 新都市基盤整備事業		面積75ha以上	面積50ha以上75ha未満
11 流通業務団地造成事業		面積75ha以上	面積50ha以上75ha未満
12 工場又は事業場の用地の造成の事業		面積75ha以上	面積50ha以上75ha未満
		製造業(加工修理業を含む。)電気供給業、ガス供給業又は熱供給業に該当する工場又は事業場用地の造成の事業。	
13 宅地の造成の事業 (8から12までに掲げるものを除く。)		面積75ha以上	面積50ha以上75ha未満
14 下水道終末処理場		面積75ha以上又は焼却能力4t/時以上の汚泥焼却施設を設けるもの	面積50ha以上75ha未満
15 工場又は事業場の設置		最大排出ガス量10万Nm ³ /時以上又は平均的な排出水量1万m ³ /日以上	最大排出ガス量7万5,000Nm ³ /時以上10万Nm ³ /時未満又は平均的な排出水量7,500m ³ /日以上1万m ³ /日未満
16 レクリエーション施設の建設		面積75ha以上	面積50ha以上75ha未満
17 土石の採取		面積75ha以上	面積50ha以上75ha未満

(備考)

1. 法律に基づく対象事業に該当する場合は、県条例の対象事業とはならない。
2. 風力発電所の規模要件は平成24年10月1日から変更。

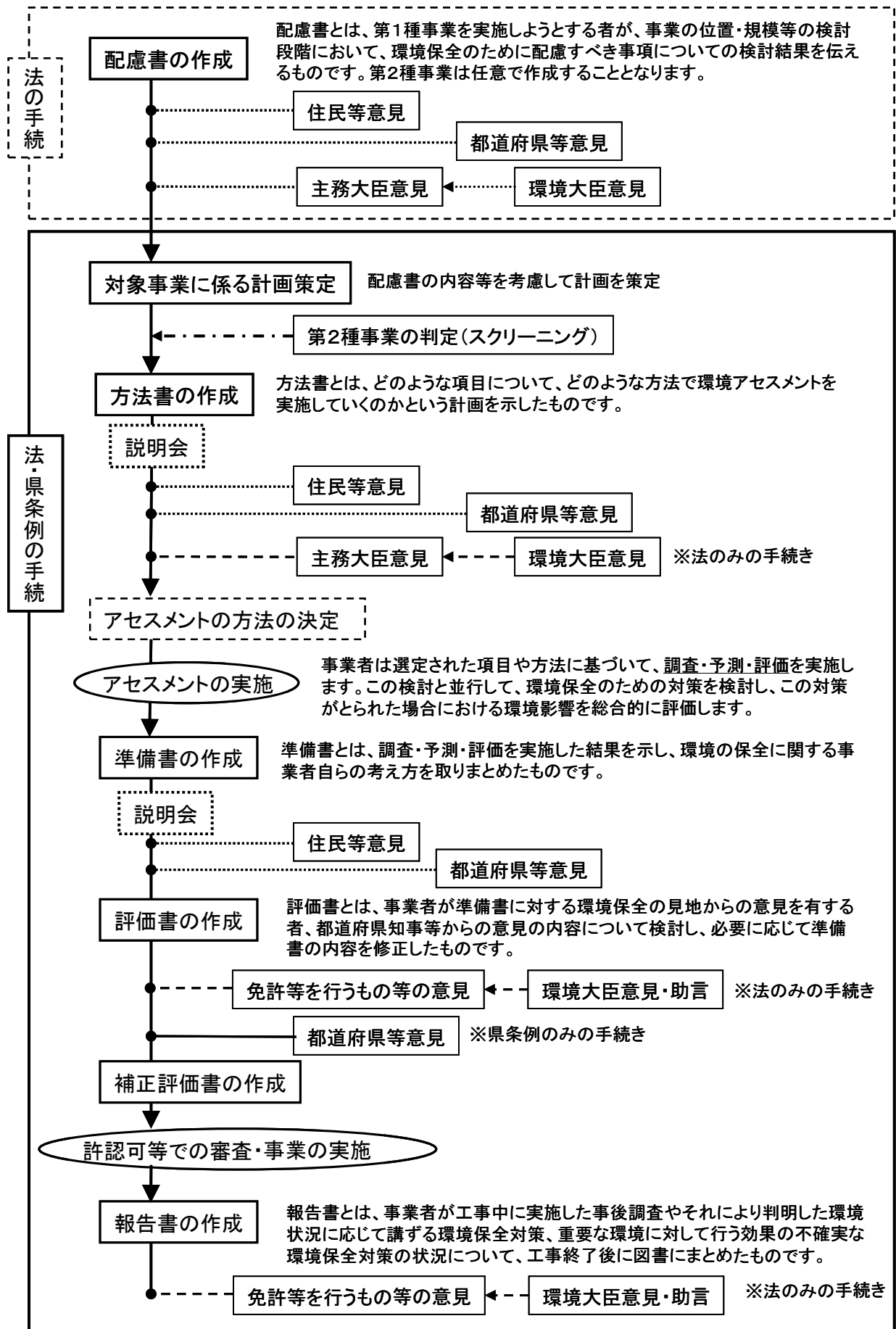


図 11-1 環境アセスメントの手続きの流れ